

公益社団法人広島県バス協会役員報酬規程

（規程の適用）

第1条 定款第30条に規定する役員の報酬については、定款の定めのほか、この規程の定めるところによる。

（役員報酬）

第2条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができるものとする。

（常勤役員報酬）

第3条 常勤役員の基本報酬額は年俸800万円以下とし、具体的な報酬額の決定に際しては、基本報酬額の範囲内で、理事会の決議により定める。

（常勤役員退職慰労金）

第4条 常勤役員が退職したときは、理事会の決議を経て次の規定に基づき支給する。

- ① 慰労金の額は満1年につき500,000円とする。
- ② 勤続年数の計算は、1年未満の取扱は月割りとし、1ヶ月未満は切り捨てる。

（通勤手当の支給）

第4条 常勤役員には、通勤手当を支給することができるものとする。

（支給方法及び支給日）

第5条 報酬の支給日及び支給方法は、職員の例による。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。